

平成 25 年 10 月 21 日

株主各位

東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号
ひまわりホールディングス株式会社
代表取締役社長 犬嶋 隆

全部取得条項付普通株式の取得に伴う端数株処分代金のお支払いについて

拝啓 平素はご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成 25 年 6 月 27 日開催の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、平成 25 年 8 月 1 日を効力発生日として、全部取得条項付普通株式の全てを取得いたしましたのでご報告申し上げます。

この全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、100 万分の 1 株の割合にて当社の A 種種類株式を交付いたしました。割当の結果、株式会社 I S ホールディングス（以下、「I S ホールディングス」といいます。）および同社の代表取締役社長である遠藤昭二氏（以下、「遠藤氏」といいます。）以外の各株主様に対して交付される A 種種類株式は 1 株未満となりましたので、ご通知申し上げます。

全部取得条項付普通株式の取得に伴う A 種種類株式の割当交付の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、その端数株に応じて端数株処分代金として「端数株処分代金計算書」のとおりお支払いいたします。

つきましては、後記「2. 端数株処分代金のお受け取りについて」をご高覧のうえ、端数株処分代金をお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. お支払いする端数株処分代金について

A 種種類株式の割当交付の結果生じた 1 株未満の端数に相当する部分につきましては、当該端数の合計数の売却について裁判所の許可が予定どおり得られましたので、全部取得条項付普通株式 1 株つき 113 円（I S ホールディングスが当社普通株式に対して公開買付を行った際の買付価格相当）が交付されることとなります。

2. 端数株処分代金のお受け取りについて

銀行振込をご指定されている株主様には、「端数株処分代金計算書」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、銀行振込を指定されていない株主様には、「端数株処分代金計算書」と併せて「端数株処分代金領収書」を同封いたしますので、払渡しの期間内（平成 25 年 10 月 22 日（火曜日）から平成 25 年 12 月 6 日（金曜日）まで）にお近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）窓口にてお早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

3. 税金について

今回の端数株処分代金には、税法上みなし配当とされる部分はなく、全額が株式の譲渡代金として取り扱われます。そのため、個人の株主様におかれましては、株式等の譲渡所得等が申告分離課税の適用対象となり、その譲渡所得金額（本件端数株処分金額から取得費および手数料等を控除したもの）がプラスの場合には、ご自身で確定申告を行う必要がございます。ただし、税金に関しましては様々なケースが想定されますので、詳しくは所轄の税務署等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

なお、同封の「端数株処分代金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

4. 本件に関するご照会先

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先および照会先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
	電話番号 0120-782-031

以上